

令和3年度 前期選抜生徒募集要項

福島県立小名浜海星高等学校

〒970-0316

福島県いわき市小名浜下神白字武城 23

T E L 0246-53-3465

F A X 0246-92-5560

本校生徒募集は、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱により実施する。

I 入学者募集

1 募集定員

募集定員は下記の通りとする。

全 日 制	
普通科	40名
商業科	40名
海洋科	20名
情報通信科	20名
食品システム科	40名
海洋工学科	40名

(1) 特色選抜

上記、各学科募集定員の40%程度とする。

(2) 一般選抜

募集定員から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

次の(1)又は(2)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)又は(2)に加えて(3)の条件も満たす者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了した者、あるいは令和3年3月卒業見込又は修了見込の者(以下「卒業生及び卒業見込の者」という。)

(2) 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者

(3) 特色選抜における「志願してほしい生徒像」を踏まえ、当該学科を自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

3 志願してほしい生徒像

本校では、学校生活において目標を持って学習や部活動に取り組み、様々な課題の解決に積極的に取り組む姿勢を示し、将来には地域社会はもとより、国際社会を舞台に貢献できる人材を求めている。

A型：各科の特色について深く理解し、各科の望む生徒像の体得に強い意欲があり、他の模範となる生徒。

B型：各科の特色について深く理解し、中学校時代に野球又は卓球の活動をし、その実績又は高い技術を持っている生徒。また、入学後も部活動を継続的に取り組み、本校の部活動の活性化に寄与することが期待できる生徒。

[普通科]

① 基本的な生活習慣が身につけており、学校生活においても他の模範となる生徒。

② 学習活動に熱心に取り組む、上級学校への進学を目指す生徒。

③ 部活動や生徒会活動等に積極的に取り組み、リーダーシップを発揮できる生徒。

[商業科]

① 基本的な生活習慣が身につけており、学校生活においても他の模範となる生徒。

② 商業の専門的知識や技能を身につけるため、資格取得・検定試験に積極的に取り組む生徒。

③ 部活動や生徒会活動等に積極的に取り組み、リーダーシップを発揮できる生徒。

[海洋科]

- ① 航海士の資格を取得し、大型船舶の船長や航海士を目指している生徒。
- ② 本学科で推奨する資格取得に積極的に取り組む生徒。
- ③ 水産・海洋に携わる知識・技術を習得し、関連産業に就こうとする生徒。

[情報通信科]

- ① 無線従事者の資格を取得し、無線通信士や無線技術士を目指している生徒。
- ② 本学科で推奨する資格取得に積極的に取り組む生徒。
- ③ 情報通信科の知識・技術を習得し、関連産業に就こうとする生徒。

[食品システム科]

- ① 食品加工や調理など食に関する知識・技術を身に付ける努力を惜しまない生徒。
- ② 本学科で推奨する資格取得に積極的に取り組む生徒。
- ③ 食に携わる知識・技術を習得し、関連産業に就こうとする生徒。

[海洋工学科]

- ① 機関士の資格を取得し、大型船舶の機関長や機関士を目指している生徒。
- ② 本学科で推奨する資格取得に積極的に取り組む生徒。
- ③ 機械工学などの知識・技術を習得し、関連産業に就こうとする生徒。

Ⅱ 出願

1 通学区域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

2 出願方法

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者は、在学(出身)中学校長を通して、本校の開設事務取扱者である小名浜高等学校長(以下「事務取扱者」という。)に出願する。

(2) 上記(1)以外の者は、直接、事務取扱者に出願する。

なお、東日本大震災により区域外に避難をしている場合の出願については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱(77ページ)、また、避難解除により帰還した場合の出願については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱(79ページ)を参照のこと。

3 併願の取扱い

(1) 志願者は、一つの高等学校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。特色選抜と一般選抜の両方に出願する場合、一般選抜で出願する学科は、特色選抜で出願した学科と同じ学科又は異なる学科へ出願することができる。

(2) 特色選抜の出願は、一つの高等学校における1学科とし、第二志望は認めない。

(3) 一般選抜の出願において、海洋科、情報通信科、食品システム科及び海洋工学科を志願した者は、海洋科、情報通信科、食品システム科及び海洋工学科の他学科への第二志望までの併願を認める。ただし、第二志望のない者は、入学願書の第二志望欄に斜線をひく。

4 出願期間

令和3年2月4日(木)から2月9日(火)までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、志願者の住所と氏名を記入し、404円分の切手を貼付した返信用封筒(長形3号)を同封の上、令和3年2月9日(火)正午までに必着とする。その場合、事前に事務取扱者に連絡する。

5 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業後及び卒業見込の者

① 入学願書(様式統一1号の1)

入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。ただし、志願者において消印しない。

② 令和3年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書(以下「調査書」という。様式共通1号)

ただし、年齢20歳以上の者については、事務取扱者の判断により、調査書の提出を免除するこ

とができる。

なお、提出期間は令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

③ 特色選抜志願理由書（様式前期2号の1又は2）

ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

④ 受験票用紙（様式統一1号の2により、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）

⑤ 入学検定料納付済証明書用紙（様式統一1号の3により、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)①、③、④、⑤の書類の他に

① 健康診断書（令和3年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この要項に示した「I 入学者募集」の「2 出願資格」の(2)のうち、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

② 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

6 願書受付

(1) 出願書類を受け付けた際、受験番号を記入した受験票（様式統一1号の2）及び入学検定料納付済証明書（様式統一1号の3）を交付する。

(2) 事務取扱者は、志願者の入学願書について精査し、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。

① 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき

② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

7 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（様式統一5号）を出願に際して事務取扱者に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

(1) 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、事務取扱者あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。郵送の場合には、志願者の住所と氏名を記入し、404円分の切手を貼付した返信用封筒（長形3号）を同封する。

(2) 自己申告書の提出があった場合、事務取扱者は、自己申告書受領書（様式共通3号）を交付する。

(3) 提出期間は、令和3年2月16日（火）から2月17日（水）までとする。

郵送の場合には、2月17日（水）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

8 県外等からの出願

(1) 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、事務取扱者が処理する。

(2) 上記(1)以外の県外からの志願者は、上記「5 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに、次の書類を提出する。

事務取扱者は、提出された出願書類を審査し、受け付けることができる。

① 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類

② 保護者が出願先の高等学校の通学区域に居住することになることを証明する書類

市町村長が発行する「住民票の写し」

ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

(3) 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、上記「5 出願に必要な書類」に示した出願書類のほかに上記(2)②の書類を併せて提出する。

9 出願先変更

志願者は令和3年2月10日(水)から2月15日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

Ⅲ 入学者選抜

1 選抜方法

(1) 特色選抜

中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色選抜に係る面接(以下「特色面接」という。)を資料として、さらに作文、実技等の結果を併せて資料として選抜を行う。

① 学力検査

志願者全員に学力検査を課す。

各教科の満点を50点とする。

学力検査の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和3年3月3日(水) 午前9時～午後3時10分

※午前8時10分から8時30分までに受付を終了すること。

イ 日 程

8:10 8:30 9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

受付	諸注意 移動	国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
----	-----------	----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

ウ 会場 小名浜高等学校

持参物 前期選抜受験票、筆記用具、上履き、下足袋、昼食

② 特色選抜志願理由書

特色選抜志願理由書の記載内容について十分精査し、志願者についての理解を深めるために活用する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」について135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計190点満点とする。

④ 特色面接・特色検査

日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和3年3月4日(木) 午前9時～、及び3月5日(金) 午後1時10分～

イ 日 程 学力検査終了後に連絡する。

ウ 会場 小名浜高等学校

特色面接は次の通りとする。

志願者全員に個人面接を行い、80点満点とする。

特色検査は次の通りとする。

ア A型の志願者

作文を実施し、80点満点とする。

テーマを示し、それに関する自分の考えを600字程度にまとめる。

イ B型の志願者

実技を実施し、80点満点とする。

実技については、各種技能や基本的な身体能力をみる。

持参物

A型B型共通 前期選抜受験票、上履き、下足袋、昼食(午後までかかる志願者)

面接の待ち時間用の学習参考書等

A型の志願者 筆記用具

B型の志願者 野球：ユニフォーム（練習着も可）、グローブ、スパイク、運動靴、
体育館シューズ 等
卓球：運動着、ラケット、体育館シューズ 等
その他、飲み物、タオル等必要なもの

(2) 一般選抜

中学校長から提出された調査書の審査結果及び選抜のための学力検査の成績を資料として、さらに一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）の結果を併せて資料として、本校の特色や学科の特性等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

① 学力検査

上記（1）①のとおりとする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」について195点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点として、合計250点満点とする。

③ 一般面接

個人面接を実施する。ただし、特色選抜と同一学科を受験する生徒は行わない。

面接については、段階評価する。

面接の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和3年3月4日（木）午前9時～、及び3月5日（金）午後1時10分～

イ 日 程 学力検査終了後に連絡する。

ウ 会 場 小名浜高等学校

持参物 前期選抜受験票、上履き、下足袋、昼食（午後までかかる志願者）

面接の待ち時間用の学習参考書等

2 追検査等の実施

令和3年度福島県高等学校入学者選抜実施要綱に定める手続きののち、事務取扱者より追検査等受験許可証の交付を受けた者に対して、追検査を実施する。選抜方法は上記「1 選抜方法」と同様とする。

① 追検査等の日時、日程及び会場は次のとおりとする。

ア 日 時 令和3年3月10日（水）午前9時～

※午前8時10分から8時30分までに受付を終了すること。

イ 会 場 小名浜高等学校

持参物 上記1（1）①及び④又は（2）③に準じる。

3 合格者発表

(1) 令和3年3月15日（月）正午以降に小名浜高等学校にて発表する。

(2) 合格者発表後に、合格者に対して、合格通知書（様式共通5号）を交付する。（前期選抜受験票を提示すること）

(3) 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

4 入寮について

通学が困難と事務取扱者が認めた生徒は、入寮を希望することができる。ただし、海洋科、情報通信科、食品システム科及び海洋工学科の男子生徒に限る。

なお、長期休業中、土曜日及び日曜日は原則として閉寮とする。

5 その他

(1) 障がい等のある志願者に対する配慮については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（16ページ）を参照のこと。

(2) 激甚災害により著しく損害を受けた場合の入学検定料の免除については、令和3年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱（17ページ）を参照のこと。